

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○田中委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。広津素子君。

○広津委員 本日は、御質問の機会を与えていただきまして、まことにありがとうございます。

米国のサブプライムローン問題に端を発した厳しい環境のもとで、地域経済の担い手である中小企業を支援していくことは、喫緊の課題であり、大変重要なことであると私も思っております。

けれども、対応を考えるには、原因を明確にして、その原因をなくすか、弱い部分があればその部分を強化しなければなりませんので、まず、原因が何であったのかをもう少し詰めたいと思います、御質問させていただきます。

また、今つくろうとしている金融機能の強化のための特別措置に関する法律につきましては、国の資本参加の要件を一部緩和して、金融機関の経営責任等の明確化の要件や、抜本的な組織再編を伴わない場合に加重されていた要件を、制度上、

一律には求めないこととし、公的資金を注入しやすくしております。

しかしながら、国が資本参加して金融機関の資金を潤沢にすれば、金融機関が中小企業に対して適切な仲介機能を發揮して中小企業への貸し付けをふやすか否かにつきましては、バブル時代から今まで金融機関の行動を見てきた私といたしましては疑問を感じております。

実は、私は、公認会計士、税理士として、衆議院議員になる前に、大中小企業の監査とか税務コンサルティング、それから金融商品のアドバイザーとか、それから金融機関の監査もやっておりますので、中身も多少というか、かなり知っております。

そして、その理由は、この数年間、金融緩和策がとられ、金融機関は、史上最低の金利で資金を調達できていたにもかかわらず、その間に、その資金を、中小企業の将来性を見つけて、これを育て、我が国の産業を育成するために融資したという部分よりも、大量にある資金を大量に吐くために、横並びで国債や株式を購入し、あるいはアメリカのサブプライムローンのような金融商品に投資してきたという部分が多かったと思うからです。どこにどれだけの資金を配分してきたのかというブレイクダウンを金融庁に求めまして資料をもらいましたので、お配りした資料に書いてあります。

まず、一ページ目は表紙なので、二ページ目をごらんください。

サブプライムローンとは、低所得者向けの住宅

ローンで、当初の金利は年五、六%と安く、数年後に住宅の担保価値が上がらなければ一〇%を超える高金利となり、住宅が値上がりすれば、担保価値が高まって、サブプライムより金利の低いプライムローンに借りができるといいうもので、低所得者向けの融資です。

つまり、このスキームの中には、住宅価格が上昇すれば金利が下げられるけれども、そうでなければ金利が上がるというギャンブル的な要素が既に含まれており、低所得者にとってはリスクな住宅ローンであると言わざるを得ません。

次のページをごらんください。

今回、住宅価格が上昇せずに、サブプライムローンの利用者は返済に行き詰まって、このページ三のように、二〇〇五年半ばまで一〇%台であった延滞率が、二〇〇六年の十月から十二月期には一三・三%に上昇しました。

そして、二〇〇六年十二月以降、サブプライムローンを手がけていた中小ローン会社約二十社がローンの焦げつきのために経営破綻し、取引銀行から融資打ち切りを通告された大手のニューセンチュリー・フィナンシャルがニューヨーク証券取引所で上場廃止となつて、先月のリーマン・ブラザーズの破綻と同じように、さらに破綻する会社が出てくるとの見方から、同日の株価が大幅に下落し、世界同時株安の一因となったものです。

しかしながら、返済能力の低い低所得者に対して、数年後には金利が上がる確率の高いちよつとギャンブル的な要素を組み込んだローンは、もともと高い貸し倒れのリスクを持っており、証券化

商品としてそのリスクが多くの人にばらまかれたとしても、一人一人のリスクの高さには変わりありません。

このような低所得者に対して、借り入れ時には低い利率で借りやすいけれども、数年後に利率が上がる危険なローンに大量の資金を投入していた我が国の金融機関も、注意力もしくは誠実性に欠けると思わざるを得ません。

そのため、今後、中小企業の将来性を見て、こつこつとこれを育て、我が国の産業を育成させる目的で金融機関に公的資金を投入したのであれば、そうさせるための縛りと申しますか、制限を設けなければならないと思いますが、いかがでしょうか。

まず、全部御説明してから、質問をまとめます。次のページ四をごらんください。

ページ四とページ五、ページ六に、国内の銀行、信用金庫、信用組合における資産運用残高の推移を載せました。貸出金の残高と有価証券残高が運用資産全体に対してどれだけのパーセンテージになっているかを、金融庁の資料をもとに計算したものです。

この貸出金残高の中には、大企業への貸出金やサブプライムローンなどの貸出金、例えば、ハワイでゴルフ場をつくるための貸出金なども入っておりますので、この貸出金は中小企業のための貸出金だけではないんですが、まずは、国内銀行で六六から七〇%が貸出金に使われており、三〇から三四%ぐらいが有価証券に出資されているということです。ページ五の信用金庫になりますと、

貸出金が六六から七〇%、有価証券残高は三〇から三四%です。六ページの信用組合になりますと、貸出金の割合がふえまして、七四から七六%、有価証券が二四から二六%であって、それでも全部が貸出金ではないということです。

次に、銀行はどうなっているのかということで、具体的な個別の銀行を見ました。

ページ七をごらんください。

全部では、ページ七からページ十一に、みずほ銀行、三菱東京ＵＦＪ銀行、三井住友銀行、地方銀行の代表の横浜銀行、北洋銀行の貸出金、有価証券の資産運用残高と貸出金残高、中小企業向け貸出金残高、有価証券残高、債権残高、株式債務残高を金額とパーセンテージで出しております。

まず、みずほ銀行を見ますと、貸出金・有価証券合計残高、これが運用資産全体です。これは貸出金残高と有価証券残高の合計になっておりまして、これを足すと一〇〇%です。この貸出金残高の中に中小企業向け貸出金残高というのが入っておりまして、その他の貸出金は、大企業とかその他の部分です。あと、有価証券残高の中には、国債、公債、社債などの債権残高と、株式残高があります。

中小企業向けにどれだけ貸し出しをしているかといいますと、みずほ銀行の場合は四八%から五四%、債権残高が二四から三三%、株式残高が二から四%ということになります。先ほど、午前中の資料を見ましたら、ＪＡバンクやゆうちょ銀行の預貯金残高が物すごく多いので、これも調べればよかったなと思ったんですが、そこまでやって

いませんでした。

次に、三菱東京ＵＦＪ銀行をごらんください。八ページになります。ここは、中小企業向けの貸出金残高は三五から三八%程度しかありません。債権残高は一八から二七%、株式残高が四から七%程度になります。かなり中小企業には薄いということです。

三井住友銀行のケースを見ますと、九ページです。中小企業向けの貸出金の残高は四五から四九%くらい、債権残高が一五から二二%、株式残高は四から七%です。

横浜銀行、ページ十ですが、ここは中小企業向けに六七から七二%を貸してくれています。債権残高は一〇から一三%、株式残高は二から三%ということです。地方銀行ですから、当然といえば当然かもしれません。

最後のページなんですけど、同じ地方銀行の北洋銀行で、午前中に中小企業の貸し出しが本命と説明してくださった横内会長がこの頭取なんですけれども、四七から五〇%くらいが中小企業向け、それで、債権残高が一六から二三%、株式残高が二から四%ということで、地方銀行でも五〇%程度ぐらいしかなくて、七〇%の中小企業向けの貸し出しはしてくれていないということになります。このグラフによれば、中小企業向けの貸出金残高が一番高いのは、地方銀行である横浜銀行の七〇%前後です。同じ地方銀行である北洋銀行は四八から四九%と低くなっております。地域に根差した地方銀行なんですから、有価証券での運用よりも中小企業への貸し出し割合をふやしていただ

きたいなと私は個人的に思います。

また、ページ七の、都市銀行であるみずほ銀行の中小企業向け貸出金残高は五〇％前後であり、ページ八の三菱東京ＵＦＪ銀行では三五から三八％程度、ページ九の三井住友銀行では四五から五〇％程度ということ、同じ都市銀行の中でもいろいろな割合になっているということがわかります。銀行のポリシーによるのだと思います。大企業への融資があることを考えても、都市銀行でも五〇％くらいは中小企業に貸してもらえないかなと思います。

このような状況ですから、サブプライムローンなどの余り感心できない、しかも外国の金融商品に投資しているよりは、地方銀行で七〇％、都市銀行では、大企業への貸し出しもありますから、五〇％程度の運用資産を、中小企業を育てて、次の日本の産業を育てる資金として運用されるよう求めたいと思います。そのために、そのような規制が入るよう提案をいたします。

なお、米議会では、サブプライムローンの利用者保護や規制強化の動きが活発になっており、クリストファー・ドッド上院銀行住宅都市委員長は、ローン利用者の二百万人が家を失うかもしれない、こういう状況を黙って見ているわけにはいかないと述べ、公聴会を開いて利用者の支援を具体的に検討していく考えを表明されたそうです。また、バーニー・フランク下院金融サービス委員長も規制強化の法案を計画しているそうです。

我が国も、このような利用者を食い物にするような危険な金融商品につきましては、サブプライ

ムローンに限らず、何らかの規制がかけられないものかと思しますので、これも重ねて御検討をお願いいたします。

まず、この二問、お願いします。

○中川国務大臣 いろいろとお調べいただきました。各金融機関の業態ごとの貸し出し、あるいは有価証券比率、あるいは代表的ないわゆるメガバンク、地方銀行二つについてございました。

本来、金融機関の使命があると同時に、金融機関は民間の企業でもございますから、その使命を果たしながら適正な利益を上げていくということも大事であり、金融機関の健全性というものも必要でございます。

他方、資金を、お客様から預かった預金等で、企業等がそれを活用して事業等に使っていったり、またいい結果をつくっていく。いいものをつくったり、いいサービスを提供する。それを利用者が利用したり買ったりするというのがまさに信用創造という健全な形だろうと思います。

個別の問題につきましては、それぞれ、各銀行が中小企業向けにどのぐらいやるかという目標というものを立てておまして、これは目標を何年も達成しないと改善命令が出るというようなこともちゃんとルールになっているわけでございます。そういう意味で、ここでの法案審議の御趣旨は、中小企業向けにいかに資金を提供するかという法案でございますから、そういう意味では、今、日本を支えている、経済の土台であります中小企業が大変苦しんでいる、そこに対して必要なお金を適切に供給するという趣旨で、きちっとお金が回

っていくということは極めて大事なことで、そうだと思います。

ただ、きちつとした数字を上げるとか制限を設けるとするのは、民間金融機関でございますから、資本注入ということになりますとまたルールが変わってまいるわけでありますけれども、一般論としては、なかなかそれを義務づけるということは難しいのではないかと考えております。

いずれにしても、広津委員冒頭申し上げられたように、このサブプライムローン等の証券化商品というのは非常に混乱をして、わけがわからなくなつて、きのう麻生総理も、生活対策の記者会見の中で、詐欺的な融資とか、あるいは非常に複雑でわけのわからない金融商品がある、これを国際的にきちつとルールをつくっていく必要がある、ということ、これを提言されたところでございますので、その中で、本来の健全な融資、とりわけ、この法案の審議という前提でいえば、中小企業に対してきちつと融資をしていくということが日本の経済全体のためにも極めて大事なことで、さういうふうなふうに思っております。

○広津委員 お返事ありがとうございます。

ただ、銀行は自己資本規制もありますし、いろいろ規制は設けてよいもので、社会の役に立つために国もお金を出しているし保護もしているわけですから、そういう規制を設けることは可能であると思います。ただ、あとは、やる気があるかどうかだと思います。

さらに、金融機能の強化のための特別措置に関する法律におきまして、国の資本参加の要件を一

部緩和して、金融機関の経営責任等の明確化の要件や抜本的な組織再編成を伴わない場合に加重されていた要件を、制度上一律には求めないこととするそうですが、公的資金は国民の血税です。注入しても、金融機関にとっては資本となり、国にとっては有価証券として資産となりますので、寄附するわけではありませんけれども、要件を緩和する理由について、正当な理由かどうか、みんなが納得できるような御説明をいただければありがたいと存じます。

○内藤政府参考人 お答え申し上げます。

今回の金融機能強化法の見直しについてでございますが、世界的な金融市場の混乱を初めといたしまして、外的な環境変化によりまして適切な金融仲介機能の発揮が妨げられないように金融機関の資本基盤の強化を積極的に図るということが、今回の目的、趣旨でございます。このため、今後資本政策を検討される金融機関が申請を行いやすい環境を整えていくことも重要であるというふうに考えておりまして、国の資本参加の要件を一部緩和しているところでございます。

他方、国の資本参加を受ける以上、責任ある経営等がなされることは申すまでもなく大原則であるというふうに考えております。このため、例えば、申請時に責任ある経営体制の確保を図るための枠組みを内閣府令において設けるとともに、資本参加後は経営強化計画の履行状況をフォローアップいたしましたして、必要に応じ監督上の措置を講じていくことにより、責任ある経営が行われることを確保していく考えでございます。

○広津委員 一応わかりました。国民の血税ですから、これを入れるためには世の中のためになるような規制と一緒にしていただきたいなというふうに思っている次第でございます。

本日は、丁寧な御説明ありがとうございました。